

●規程改正案の概要

要 旨	新設されるゲノム解析センターの業務に従事する研究職の採用等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 「職員給与規程」</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 研究職給料表等の新設 研究職の職員を新たに採用するため、当該職員が適用される研究職給料表をはじめ、初任給、昇格、昇給に係る基準等を追加する。</p> <p>(2) 管理職手当支給区分表の改正 中央病院の各統括部長及び各部長の支給区分を6種（理事長が認める者にあつては5種）とする。</p>
施行期日	平成25年4月1日から施行する。

新	旧																				
<p>(給料表) 第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 一・二 略 三 研究職給料表 (別表3) 四 技能労務職給料表 (別表4)</p> <p>2 前項の給料表の適用については、下の適用範囲表に定めるところによる。 適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給料表の種類</th> <th style="width: 70%;">適用する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する職員	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>(給料表) 第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 一・二 略 三 技能労務職給料表 (別表3)</p> <p>2 前項の給料表の適用については、下の適用範囲表に定めるところによる。 適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給料表の種類</th> <th style="width: 70%;">適用する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する職員	略	略	略	略	略	略	略	略
給料表の種類	適用する職員																				
略	略																				
略	略																				
略	略																				
略	略																				
給料表の種類	適用する職員																				
略	略																				
略	略																				
略	略																				
略	略																				

研究職給料表	職員のうち専門的・科学的知識及び創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事するもの
略	略

(職務の級)

第7条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基つきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な内容は、級別標準職務表(別表5)に定める。

2 略

(級別資格基準)

第8条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は級別資格基準表(別表6)に定めるとおとする。

2～4 略

5 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表7)に定めるところによる。ただし、職員以外の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

6 略

略	略

(職務の級)

第7条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基つきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な内容は、級別標準職務表(別表4)に定める。

2 略

(級別資格基準)

第8条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は級別資格基準表(別表5)に定めるとおとする。

2～4 略

5 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表6)に定めるところによる。ただし、職員以外の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

6 略

第9条 略

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表8)に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

第10条 級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表(別表9)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第13条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表10)に定められている職員 当該号給

二～三 略

2～3 略

第29条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表11に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2～4 略

第32条 休職にされた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至

第9条 略

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表7)に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

第10条 級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表(別表8)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第13条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表9)に定められている職員 当該号給

二～三 略

2～3 略

第29条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2～4 略

第32条 休職にされた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至

った場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表（別表 12）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 略

（給料の調整）

第 37 条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、別表 13 に定める調整数による給料の調整額を支給することができる。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 13 の 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 13 の 2 の調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額とする。

3 第 1 項の別表 13 の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

4 略

（管理職手当）

第 38 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき別表 14 に定める者に対して支給する。

った場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表（別表 11）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 略

（給料の調整）

第 37 条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、別表 12 に定める調整数による給料の調整額を支給することができる。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 12 の 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 12 の 2 の調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額とする。

3 第 1 項の別表 12 の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

4 略

（管理職手当）

第 38 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき別表 13 に定める者に対して支給する。

2 別表14に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

3 第1項に規定する職員のうち、再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表14に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第14の2の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務時間等規程第2条により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4 第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表14に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第14の3の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

5 略

(夜間看護手当)

第48条 略

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額
- イ 別表13の調整数が1と定められている者又は給料の調整を

2 別表13に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

3 第1項に規定する職員のうち、再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表13に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第13の2の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務時間等規程第2条により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4 第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表13に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第13の3の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

5 略

(夜間看護手当)

第48条 略

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額
- イ 別表12の調整数が1と定められている者又は給料の調整を

受けない者 10,600円

ロ 略
二 略

(管理職員特別勤務手当)

第56条 略

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 12,000円を超えない範囲内において、次に掲げる別表14に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間未満の場合はその額に100分の40、6時間を超える場合はその額に100分の150をそれぞれ乗じて得た額）

イ～チ 略

二 略

3・4 略

(勤勉手当)

第60条 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、理事長が別に定める。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表15に掲げる技能労務職員にあつては、その額に職務段階別加算額を加算した額）とする。

4～6 略

受けない者 10,600円

ロ 略
二 略

(管理職員特別勤務手当)

第56条 略

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 12,000円を超えない範囲内において、次に掲げる別表13に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間未満の場合はその額に100分の40、6時間を超える場合はその額に100分の150をそれぞれ乗じて得た額）

イ～チ 略

二 略

3・4 略

(勤勉手当)

第60条 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、理事長が別に定める。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表14に掲げる技能労務職員にあつては、その額に職務段階別加算額を加算した額）とする。

4～6 略

33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,700
34	194,300	267,700	352,300	397,900	480,200
35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,700
36	198,100	272,500	355,300	401,300	485,200
37	199,800	274,700	356,700	403,000	487,700
38	201,700	276,600	358,100	404,500	490,200
39	203,600	278,500	359,500	405,900	492,700
40	205,500	280,400	360,900	407,300	495,200
41	207,500	282,100	361,900	408,700	497,600
42	209,400	283,400	363,100	410,100	499,900
43	211,300	284,700	364,400	411,600	502,300
44	213,200	286,000	365,600	413,200	504,600
45	215,100	287,000	366,900	414,500	506,600
46	217,100	288,300	368,200	415,100	508,200
47	219,100	289,600	369,500	417,700	509,800
48	221,100	290,900	370,800	419,300	511,400
49	222,900	292,300	371,900	420,600	513,100
50	224,900	293,600	373,200	422,100	514,600
51	226,900	294,900	374,500	423,600	516,000
52	228,900	296,200	375,800	425,100	517,500
53	230,700	297,400	376,800	426,500	518,800
54	232,700	298,700	377,800	427,900	520,000
55	234,700	300,000	378,800	429,300	521,200
56	236,700	301,300	379,800	430,700	522,400
57	238,400	302,400	380,700	431,900	523,500
58	239,900	303,600	381,500	433,300	524,500
59	241,300	304,800	382,200	434,700	525,500
60	242,800	306,000	382,900	436,100	526,500
61	244,100	307,100	383,500	437,000	527,600
62	245,500	308,200	384,300	438,000	528,500
63	246,900	309,300	385,200	439,000	529,400
64	248,300	310,400	386,100	440,000	530,300
65	249,800	311,600	386,800	440,900	531,200
66	251,200	312,700	387,600	441,800	532,100
67	252,600	313,800	388,400	442,700	533,000
68	254,000	314,900	389,200	443,600	533,900
69	255,300	316,100	389,800	444,200	534,900
70	256,600	317,200	390,500	445,100	535,800
71	258,300	318,300	391,200	446,000	536,700
72	259,800	319,400	391,900	446,900	537,600

73	261,200	320,300	392,600	538,600
74	262,600	321,400	393,300	
75	264,000	322,500	394,000	
76	265,400	323,600	394,700	
77	266,800	324,700	395,500	
78	267,800	325,700	396,100	
79	269,100	326,700	396,800	
80	270,400	327,700	397,500	
81	271,800	328,800	398,200	
82	273,100	329,600	398,900	
83	274,400	330,300	399,600	
84	275,700	331,100	400,400	
85	276,900	332,000	400,900	
86	278,200	332,500	401,600	
87	279,500	333,000	402,300	
88	280,800	333,500	403,000	
89	281,900	333,800	403,400	
90	283,100	334,300		
91	284,300	334,800		
92	285,500	335,300		
93	286,600	335,600		
94	287,600	336,100		
95	288,600	336,500		
96	289,600	337,100		
97	290,200	337,700		
98	291,100	338,200		
99	292,000	338,700		
100	292,900	339,200		
101	293,800	339,700		
102	294,500	340,200		
103	295,200	340,700		
104	295,900	341,200		
105	296,700	341,700		
106	297,200	342,200		
107	297,700	342,700		
108	298,200	343,200		
109	298,600	343,800		
110	299,000	344,300		
111	299,300	344,800		
112	299,600	345,300		

別表6 級別資格基準表 (第8条関係)

一～四 略

五 研究職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等 \ 職務の級	二級		三級
		上級	中級	初級
正規 の試 験	大学卒		〇	八
	短大卒		一・五	九
	高校卒		二・五	十二
その他	高校卒	〇	四	九
	中学卒	三	五	十三
			五	十四

備考

- この表の適用を受ける職員には、行政職給料表級別資格基準表の備考第一項を適用する。
- 獣医師及び薬剤師に対するこの表の適用については、「正規の試験」の「上級」によるものとし、この表に定める必要経験年数(職務の級二級の欄に定める必要経験年数を除く。)から一年を減じた年数をもって、この表の必要経験年数とする。

六 略

別表7 略

別表8 略

別表5 級別資格基準表 (第8条関係)

一～四 略

五 略

別表6 略

別表7 略

別表9 略

別表10 初任給基準表 (第13条関係)

一～四 略

五 研究職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	二級五号給
	中級	一級十九号給
	初級	一級九号給
その他	博士課程修了 (医学又は歯学に関するものに限る)	二級四十一号給
	博士課程修了	二級三十七号給
	修士課程修了	二級十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学六卒	
	高校卒	一級五号給

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分については、行政職給料表級別資格基準表の備考第一項に定めるところによる。
- 2 獣医師及び薬剤師に対するこの表の適用については、「正規の試験」の「上級」の区分によるものとし、これに対応する初任給の号給を二級十七号級とする。この場合において、学歴免許等欄には「大学六卒」が掲げられているものとする。
- 3 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「高校卒」を除くものの適用については、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

六 略

別表8 略

別表9 初任給基準表 (第13条関係)

一～四 略

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	二級五号給
	中級	一級十九号給
	初級	一級九号給
その他	博士課程修了 (医学又は歯学に関するものに限る)	二級四十一号給
	博士課程修了	二級三十七号給
	修士課程修了	二級十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学六卒	
	高校卒	一級五号給

五 略

<u>95</u>	<u>51</u>	<u>37</u>							
<u>96</u>	<u>52</u>	<u>38</u>							
<u>97</u>	<u>53</u>	<u>38</u>							
<u>98</u>	<u>54</u>	<u>38</u>							
<u>99</u>	<u>55</u>	<u>39</u>							
<u>100</u>	<u>56</u>	<u>39</u>							
<u>101</u>	<u>57</u>	<u>39</u>							
<u>102</u>	<u>57</u>	<u>40</u>							
<u>103</u>	<u>58</u>	<u>40</u>							
<u>104</u>	<u>58</u>	<u>40</u>							
<u>105</u>	<u>59</u>	<u>41</u>							
<u>106</u>	<u>59</u>	<u>41</u>							
<u>107</u>	<u>60</u>	<u>41</u>							
<u>108</u>	<u>60</u>	<u>42</u>							
<u>109</u>	<u>61</u>	<u>42</u>							
<u>110</u>	<u>61</u>	<u>42</u>							
<u>111</u>	<u>61</u>	<u>43</u>							
<u>112</u>	<u>62</u>	<u>43</u>							
<u>113</u>	<u>62</u>	<u>43</u>							
<u>114</u>	<u>62</u>	<u>44</u>							

<u>115</u>	<u>63</u>	<u>44</u>	
<u>116</u>	<u>63</u>	<u>44</u>	
<u>117</u>	<u>63</u>	<u>45</u>	
<u>118</u>	<u>64</u>	<u>45</u>	
<u>119</u>	<u>64</u>	<u>46</u>	
<u>120</u>	<u>64</u>	<u>46</u>	
<u>121</u>	<u>65</u>	<u>47</u>	

△ 略

別表 1 2 略

別表 1 3 略

別表 1 3 の 2 略

別表 1 4 管理職手当支給区分表 (第 3 8 条、5 6 条関係)

組織	職	支給区分
略	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
中央病院	略	略
	略	略

—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

△ 略

別表 1 1 略

別表 1 2 略

別表 1 2 の 2 略

別表 1 3 管理職手当支給区分表 (第 3 8 条、5 6 条関係)

組織	職	支給区分
略	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
中央病院	略	略
	略	略

略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
内科系診療統括部長	六種 (五種)
外科系診療統括部長	六種 (五種)
中央診療統括部長	六種 (五種)
がんセンター統括部長	六種 (五種)
救命救急センター統括部長	六種 (五種)
周産期センター統括部長	六種 (五種)
地域連携センター統括部長	六種 (五種)
手術診療部長	六種 (五種)
放射線部長	六種 (五種)
検査部長	六種 (五種)
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
内科系診療統括部長	五種
外科系診療統括部長	五種
中央診療統括部長	五種
がんセンター統括部長	五種
救命救急センター統括部長	五種
周産期センター統括部長	五種
地域連携センター統括部長	五種
手術診療部長	六種
放射線部長	六種
検査部長	六種
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

略	略
	略
	略
	略
	略
	略
	略

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

別表第14の2 略

別表第14の3 略

別表15 略

略	略
	略
	略
	略
	略
	略
	略

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

別表第13の2 略

別表第13の3 略

別表14 略